

# 千葉市養護教諭会会則

## (名称と事務局)

第1条 本会は千葉市養護教諭会と称し、事務局を会長所属校におく。

## (目的)

第2条 本会は、児童・生徒の健康の保持増進を期し、教育活動に寄与するとともに養護教諭の教養・資質向上を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行なう。

- (1) 研究・研修の推進
- (2) 会員間の学校の相互視察及び県外優良校の視察
- (3) 会員の慶弔に関する事項
- (4) その他、本会の目的を達成するために適当と認める事項

## (会員)

第4条 本会の会員は、千葉市立小・中・特別支援学校（千葉大学附属幼・小・中、千葉県立千葉中学校も含む）に在籍する養護教諭、指導主事等をもって組織する。

## (役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) 会長   | 1名                   |
| (2) 副会長  | 2名（小・中各1名）           |
| (3) 部長   | 4名                   |
| (4) 会計   | 2名                   |
| (5) 委員   | 12名（区代表 小中各1名を原則とする） |
| (6) 顧問   | 1名                   |
| (7) 会計監査 | 1名                   |

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 役員選考委員会を設定し、役員の選出にあたる。役員選考委員は会長が任命し、任期は2年とする。
- (2) 選考委員は、役員を会員の中から選出し、役員は総会で承認を受ける。

第8条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し任務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理をする。
- (3) 各部長は、各部の分掌が円滑にすすめられるよう企画運営にあたる。
- (4) 委員は、必要なある事項を審議し、会の分掌を分担する。また、各区の運営にあたる。

## (表簿)

第9条 本会に次の表簿を備える。

- ・会員名簿
- ・役員名簿
- ・出席名簿
- ・金銭出納簿
- ・その他

(会 計)

- 第 10 条 本会の経費は、会員の会費その他をもって運営する。  
会費は、年額一人 500 円とする。
- 第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。  
決算は、総会で報告し承認を求める。

(会 議)

- 第 12 条 総会は、年一回、年度当初の研修会を兼ねて開く。  
役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(附 則)

- 第 13 条 千葉県養護教諭会委員は、会長または副会長のうち 1 名があたり、理事等の選出は役員選考委員会があたる。
- 第 14 条 会長は、本会の目的を達成するために必要と認めるとき、特別委員会を設置することができる。
- 第 15 条 会員の代表として研究発表をした場合は、研究の補助として 3,000 円をおくる。  
(ただし、会内発表は除く)
- 第 16 条 本会会則の改正は総会において行なう。
- 第 17 条 退職及び千葉市外転出の場合は、本会を退くものとする。
- 第 18 条 本会会則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 第 19 条 本会会員の表彰、慶弔並びに転退職の慰労に関する規定は、別にこれを定める。

## 慶弔に関する事項の規定

慶弔に関する事項の規定について、千葉市養護教諭会会則第 19 条に基づき次のとおり定める。

- 1 慶弔等の費用は年額一人 500 円とし、会員（講師を除く）より徴収する。  
不足の場合は、臨時に徴収することもある。
- 2 次の場合は、それぞれに以下の規定のとおりとする。

(1) 表彰（本人）	生花
(2) 死亡（本人）	生花または花輪および香典 1 万円
（配偶者・子女）	生花または花輪
- 3 会入会並びに転退職した場合の歓送迎会の会費はその都度徴収する。
- 4 会員が本会を退会したときの記念品代は次のとおりとする。

千葉市在職年数を基準として

10 年未満	3,000 円
10 年以上 20 年未満	5,000 円
20 年以上	10,000 円

6 ヶ月未満は対象外とする。

- 5 会員の災害の場合は、役員会で協議し見舞金をおくる。
- 6 会員以外に慶弔があった時は、役員会で協議し、記念品や香典をおくる。